



令和8年度

# 紙版かながわトクトクキャンペーン!

## (紙版かなトク!)の

# 実施商店街を募集します!

## (紙版商店街プレミアム商品券支援)



商店街内の経済循環の創出による活性化と物価高騰の影響を受けている県民の皆様の負担を軽減することを目的として、商店街団体等が紙で実施する商品券事業を支援しますので、是非、ご活用ください。

### 補助金を活用した商店街の声



プレミアム商品券によって  
**新規顧客やリピーター**が確保できた!



初めてプレミアム商品券を発行したところ、顧客・会員の双方から**大変好評**で、次回も是非発行したい!



プレミアム商品券がきっかけで商店街に来てくれるようになり、**大きな売上増**につながった!

### 補助額、補助率等

#### 補助額の上限

# 上限なし<sup>※1</sup>

※1 千円未満は切り捨て 複数の商店街団体等が連携して実施することも可能  
申請に当たっては、商店街団体等の状況を考慮に入れ、販売期間内に完売できる事業計画の提出が必要

#### 補助率

補助対象経費の

# 10/10以内

#### 補助対象経費

- 商品券の割増し(プレミアム)分
- 商品券の券面の発券に係る印刷費
- 商品券事業の周知に係る**広告宣伝費**※2
- 商品券の販売、換金に係る**事務費**※3

※2 チラシ、ポスター類、新聞折込、地域紙の掲載に係る経費

※3 商品券事業に必要な人件費・謝金、借料、委託費、消耗品費

商品券の完売後、補助対象経費の90%について事前交付(概算払)を受けることが可能です。

裏面もご覧ください→



## ■ 補助対象者

### 商店街団体等

(例)〇〇商店会、〇〇商店街連合会、〇〇商店街振興組合、〇〇実行委員会等

## ■ 主な補助要件

- 商品券の割増し(プレミアム)率は、30%以内とすること
- 商品券を紙で発行すること
- 商品券の販売対象者は、県内在住の者とすること
- 事業チラシに「かながわトクトクキャンペーン!」または「かなトク!」事業である旨を印字すること
- 令和8年4月1日時点で、規約・会則等による代表者の定めがある組織で構成されており、かつ3か月以上の活動実績があること

その他、詳細については、募集要領等によりご確認ください。

## 申請期間

# 令和8年12月4日(金) ※消印有効

※受付は先着順となります。 ※予算額に達した時点で募集を終了します。

※募集要領・申請様式などは県ホームページに掲載しています。



神奈川 商店街 商品券

検索

## 注意事項

- 補助対象となる商品券事業は、令和8年度内に2回(1回分の実施ごとに申請が必要)までとなります。
- 商品券の券面の有効期限は最長3か月(最遅の有効期限は令和9年2月19日(金))の範囲内で設定してください。
- 申請書類は書面にて先着順で受け付けます。同日(持参の場合は持参日、郵送の場合は消印日)に複数の申請があり、予算額に達した場合には、その複数の申請において、交付申請額を調整させていただく場合があります。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先まで、お気軽にお問合せください。

「どのように事業を進めるべきかわからない」など、実施方法等のご相談も受け付けています。

また、ご要望に応じて、訪問による説明も行いますので、ご連絡ください。

— 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です —



神奈川県

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課商業まちづくりグループ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話:(045)210-5612(直通)

